

第 8 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

期日：平成 1 5 年 1 0 月 7 日（火）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成15年10月7日午後2時開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第8回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

まず、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

「会議次第」、本日付の「鹿児島地区合併協議会委員名簿」「鹿児島地区合併協議会議案関係資料の個別事務事業等に係る調整項目数について」とあります資料、そして横長の資料になりますが、「議案関係資料」として、第22-2号議案、第31-2号議案、第49号議案、第33-2号議案、第51号から第58号議案までの計12部、そして、「第8回鹿児島地区合併協議会」と表紙に書いてございます資料がお手元にあると思います。

おそろいでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

鹿児島地区合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

さて、これまで協議を重ねてまいりました当合併協議会も、今回で第8回目の開催になりました。いよいよ合併協議も終盤を迎えたという感じがいたします。当協議会では、住民生活にかかわる多くの事務事業の調整を予定をしておりましたが、市町村建設計画など一部の事務事業を除きまして、ほとんどの議案を提案をるところまでやってまいりました。

このように、当協議会の合併協議はおおむね順調に進んでおりまして、委員の皆様方のこの間のご協力に対して改めて感謝を申し上げたいと存じます。

これまでも申し上げてまいりましたが、市町村の合併は、自治体行政の根幹にかかわることであり、1市5町の住民の皆様方に将来にわたって高い評価をいただき、「合併してよかった」と喜んでいただけるような合併にしていかなければならないと思っております。そのためには、委員の皆様をはじめ、1市5町が一丸となって取り組みを進めていくことが何よりも重要でございます。

委員の皆様方におかれましては、これまで各面で大変なご苦勞をおかけしてまいりましたが、一層のご協力をよろしく願いを申し上げます、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

議 事

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、会議次第の3、議事に入ります。

まず最初に、議案の協議に入ります前に、事務局から1件ご説明をしておく事項があるようでございますので、事務局にまずこのことについての説明をいたさせます。

○成清事務局長 お手元に、資料番号は振っておりませんが、資料の件名といたしまして、「鹿児島地区合併協議会議案関係資料の個別事務事業等に係る調整項目数について」という資料が届いておろうかと思えます。これにつきまして、私の方からご説明を申し上げます。

まず、1番目の「個別事務事業等に係る調整項目数について」でございますが、当鹿児島地区合併協議会は、ただいま会長の方からもございましたように、本日で8回の開催を迎えております。

協議会に当たりましては、「議案関係資料」といたしまして、個別事務事業等に係る調整項目を合併協議会に提案をいたしてまいりました。個別事務事業等に係る調整項目の件数につきましては、本年5月8日時点では、全体で1,322件の調整項目を見込んでおりました。これは、国のマニュアル等により設定をいたしましたが、専門部会等におきまして協議を進めていく中で、下の方に2番目として、整理統合で「分類」というのがございますが、「類似の他の事務事業に一本化することが妥当であるもの」、また「鹿児島市のみの事務事業であり、合併後はそのまま5町に適用されるもの」、あるいは「法令等に基づく国・県の事務事業であり、1市5町間で違いがないもの」、こういったものの分類で整理統合をいたしました結果、調整項目の総数は、上の「1」の方の一番下になります

が、現時点での集計では676件を見込んでいるところでございます。

以上、ご説明、ご報告をさせていただきます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、個別事務事業等に係る調整項目の件数についての説明を申し上げましたが、これに関して何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

なお、これまでの協議会でもお願いしてきたところでございますが、発表される方は、手を挙げていただきますとマイクを持ってまいりますので、そこでご自分のお名前をおっしゃってから、ご発言をお願い申し上げたいと存じます。

何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、個別事務事業等に係る調整項目の件数につきましては、ただいまご説明を申し上げたとおりでございますので、ご了承をお願いしておきます。

第21-2号議案 町名・字名の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 それでは、議案についての協議に入りたいと思います。

まず最初は、継続審査となっております議案の協議に入ります。

最初に、第21-2号議案「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案につきましては、ご案内のとおり前々回の第6回合併協議会で提案をいたしておりまして、前回の協議会でご協議をいただいたものでございます。

その前回の協議会におきまして、喜入町の委員から、再度持ち帰り協議をしたい旨の発言がなされたところでございます。

前回の協議会以降の協議経過等も踏まえて、まず、喜入町の委員さんの方から何かご意見ありましたらお願いをいたします。

○追立委員 ご報告させていただきます。

町名・字名の取扱いについて、喜入町特別委員会で慎重に審議いたしました。ご報告申し上げます。

全員一致で、町名・字名の取扱いについて賛成いたします。

子細については、また、執行部とも相談をするということですので、よろしく願いたします。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ただいまお話がございましたように、喜入町におきましても、この町名・字名の取扱いについては、全会一致で原案賛成ということであったということでございます。

そのほかございませんか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、別になければ、第21-2号議案「町名・字名の取扱いについて」は、原案どおり決定をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、第21-2号議案「町名・字名の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第42号議案 交通関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 続きまして、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の4ページをお開きいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましては、前回の第7回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員においてご検討をいただいていると思いますので、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

○山元委員 第42号議案について、桜島町議会の意見を申し上げたいと思います。

議案資料の項目7、自動車航送料助成についてと8、自家用自動車通勤費助成についての件について申し上げますが、皆さんも既に新聞紙上でご承知のとおり、私どもの特別委員会では報道のとおり意見が続出している状況でございます。

桜島は、大正3年の爆発で大隅半島の一部になったものの、町民の生活実態は鹿児島市に依存するところが大きであります。

また、桜島フェリー事業の創業の歴史は、いつ噴火して放り出されても生きていける学力を子供たちにつけさせようという通学船が最初の目的でありました。歴史的な経緯を話すと長くなりますが、そのためにフェリーがあり、助成制度も独自でつくってきたところ

でございます。

桜島町民は、どうしてもフェリーを利用しなければならないという環境にあります。地理的、自然的に生活条件として強制されております。車社会の中、ほかの4町は陸続きであります。中心部との距離、交通手段の差は各町においてもあると思われましても、桜島町は、全町民が海を隔てるハンディを抱えているわけで、日常生活における経済的負担は多大な出費でありまして、全町民の課題でもあります。

活火山の中で生活し、長期にわたる噴火災害と闘いながら生活している町民を考えると、いろいろと問題はありますけれども、桜島町の特殊事情として考慮していただき、自動車航送料助成と自家用自動車通勤費助成について、この制度を現行どおり継続していただくよう要望するところでありますが、考え方を再度お聞かせいただきたいと思っております。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

事務局、どうぞ。

○川原企画専門部会長 この2件の事業の調整方針につきましては、申すまでもございませんけれども、幹事会での意見を踏まえまして、首長会でも慎重に検討し、いろんな意見を闘わせながら決めたものでございまして、こういった形で提案いたしているところでございます。

まず、その理由等でございますけれども、桜島町の方々が鹿児島市の市街地へ移動される際は、通常フェリーを利用せざるを得ないという交通手段の制約がございまして、そのことによりまして経済的負担が生じることは十分承知いたしております。

しかしながら、距離や移動時間の面では、5町の役場から市役所前までの距離につきましては、桜島町が一番近い状況でございまして、移動時間につきましても、他町とさほど変わらない状況にございます。また、交通渋滞もなく、確実に時間が計算できるところでございます。

さらに、交通サービスの面では、桜島町営バスは1日に55本運行されております。またフェリーも24時間運行されていることから、他町と比べまして交通の利便性はむしろ高い状況にあると私ども考えております。

当該助成制度につきましては、交通政策上、桜島町の住民のみに助成することは、同様の地理的環境にございます東桜島地区の住民や、本市から桜島へ頻りに自動車フェリーを利用され、同じような交通環境にある方々との間にかえって不公平な行政サービスが生

じることになります。また、当該助成制度の対象を新市全域に拡大することになりますと、行政側の負担も莫大なものになると考えております。

このようなことから、当該助成制度を廃止する提案をいたしたところでございます。

しかしながら、当該助成制度は、これまで桜島町の住民生活にかかわりが深い制度であったことから、助成制度にかわる利用者負担の軽減策といたしましては、フェリー事業者において料金の割引制度を検討することといたしたところでございます。このことにつきましては、今後、事業者と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ほかの方は何かございませんか。

○武 委員 ただいま桜島町の特別委員長の山元から、このフェリー事業についての歴史的また地理的事については詳細に話がなされており、また、皆さん方もこの件については新聞紙上等でも十分ご理解のことと思っております。

ところで、先日、鹿児島市議会特別委員会の審議の中でも、この航送券助成あるいは自家用車通勤費助成については懸念した質問が新聞紙上でも掲載、報道されておりましたところであります。これまでのたくさんの調整項目の中でも幾つか経過措置を講ずる事項もありましたが、この件に関しては、急激な変化に対応するために激変緩和を1つの方策として提案するものであります。このことは合併時において即廃止ということになっておりますので、特に激変緩和の方策を提案するものであります。

また、先ほど説明の中でもありましたけれども、フェリーの回数券制度の拡充については理解はするものですが、課題の中でとらえられており、発生に伴う対応策として回数券制度の拡充を図っていくことを調整方針の中で明確に、具体的に位置づけすべきであると、このように思っております。

そういう意味からも、段階的措置を是が非でも講じていただきたいと、このことは桜島町民が等しく願望するところであり、また、桜島町民にとっては生活の基盤を揺るがせる重大な問題であります。これまで桜島町がこのような施策を推進してきたのも、ご存じのように桜島町は海を隔てた、また先ほど説明の中で、幹事会、首長会においての協議の中でも、距離的に近いとか、時間的交通の利便性がいいとか、このように話されておりますけれども、時間的に近い関係にあっても現実として海を渡らなければどうしようもない。生活と即密接なつながりがあるわけです。

そういう意味からも、どうしてもこの制度の拡充、緩和策といたしますか、それをぜひ考

えていただきたいとこのように思うところではありますが、これらについて再度お聞かせいただきたいと思います。

○赤崎議長 どうも。

○川原企画専門部会長 お答えいたします。

経過措置期間を設けるものとしたしましては、今、委員がお尋ねのように住民税や事業所税がございますが、これは、合併後、直ちに全区域にわたって均一の課税をすることがかえって住民負担の均衡を欠くことになると認められる場合に限りまして、一定の期間、不均一の課税をすることができることとなっているものでございます。

この2つの助成制度につきましては、一定期間でありましても特定の地域のみに残すことはかえって住民に対しまして不公平な行政サービスを提供することとなるため、経過措置期間を設けることは不適切ではないかというふうに考えております。

それから、「調整方針」の方の話がございましたけれども、「課題」では、ここに書いてありますように「回数券制度の拡充は考えられる」ということで、この「調整方針」に「割引制度の拡充などを検討する」という意味は、今お尋ねのような回数券制度が入っているところがございますので、合併までに私どもといたしましては、事業者と協議しながら、回数券制度の拡充等を含めた協議をいたしてまいりたいと、そのようなことで緩和策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○武 委員 ただいまの説明の中では、この航送料助成については均一課税として適当でないというような話のようですけれども、これまで私ども町議会におきましても、この助成策につきましては長年にわたって、通勤費助成につきましては平成9年度この実施に踏み切ったわけですけれども、航送料助成については12年度からですか、これがもう生活の基盤に密着した制度であって非常に町民からは重宝がられているわけです。この制度を廃止するということになると、即桜島町民は生活の基盤を揺るがされかねない状況にあると、このように思っております。

そういう意味からも、私ども特別委員会並びに合併懇話会の席でもこの問題は非常に論議が交わされまして、このようなことであれば絶対反対だというような強い、そういう委員会でも協議会でも篤とその点については言ってくれということでもありますので、この点についてこのような緩和策等がなされないとなれば、私は桜島町議会を代表しましてここで反対をいたすものであります。

以上です。

○赤崎議長 どうも。

何かほかの方でご意見のある方は。

○長田委員 ただいま桜島町さんと当局のやりとりがあったところではありますが、まず、42号議案については原案に賛成でございます。

しかしながら、今ございました論議、そういうことについて私どもの市議会の方でもいろんな意見が出されておりますので、私の方から改めて申し上げたいと思いますが、合併により市域が拡大することに伴い、新市の交通網全体から見た場合、交通弱者への対応並びに事業廃止に伴いこれまでの恩恵を受けられなくなる地域住民への対応ということについては、そのあり方を含め、今後の課題として合併後においても検討する必要があるのではないかということ等の意見が出されておりますので、いろんな意味を含めてそういうことを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ほかの方はどなたか。

どうぞお願いします。

○日高委員 本町は南北に長いわけでございますが、一番指宿市寄りの場合、市役所まで来るのが約33キロあります。だから、地理的なハンディというものは同じ、なおさら喜入町の方もハンディがあるんじゃないのか。だから、一概にそれは、船であろうと丘であろうとハンディは同じだと。ここに来るのに約1時間以上かかります。だから、そういう地理的なハンディというものはないと、私は同じだというふうに考えます。

また、一部の地域だけにそういう料金設定をやると非常に不公平になるんじゃないかと、そういう制度を残すこと自体が好ましくないと思っております。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ほかはどなたかございませんか。

○上山(秀)委員 桜島町合併住民説明会と桜島町合併懇話会に出席いたしておりますので、会の中で特に強く出されました大きな問題点について申し上げます。

42号議案関係では17項目がございますけれども、うち桜島町のみのもので8項目あります。よって、この8項目につきましては他町にないものでございますけれども、この中で、項目7の自動車航送料助成、同じく項目8の自家用自動車通勤費助成の2件とも

「協議調整が必要である」という課題を抱えておりながら、「調整方針（案）」で合併時に廃止する取扱いになっております。「合併時に廃止する」の後に、「合併時までには検討する」となっておりますけれども、検討する。そして検討した結果、検討が熟成しなかった場合はどうなるのでしょうか。廃止が先行するのではないかと危惧する内容でありますので、このことを踏まえまして、いま少し「調整方針（案）」に時間をかけるべきであると思います。

したがって、42号議案に反対するものであります。

○赤崎議長 どうも。

事務局、どうぞ。

○川原企画専門部会長 ただいまの話の中で保証の話がございましたけれども、先ほどの調整方針をよく見たらおわかりだろうと思うんですけれども、「合併時までにはフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する」と。この割引制度の拡充の中には、1つには回数券の拡充がございますし、また一方では定期券の新設というのものもあるんじゃないかなというふうに考えていまして、それらをするにおきまして、先ほど出ましたようないろんな面での対応策というのは可能じゃないかと。その場合でも、やっぱり一方では、割引率などにつきましてはフェリーの事業主体がやっぱり慎重に検討するべきことでございますので、こういった表現にしているところでございまして、この方針（案）は、合併時までにはそういうことを決めていくということでございます。

○赤崎議長 ちょっと私の方から補足して説明をいたしますが、今、上山委員が言われた合併時までには廃止をします。そして下段の将来の検討事項、その検討がなされなくても廃止そのものだけが先行するのではないかということではありますが、私は、この下段の方を入れたのは、先ほど来、武委員なり山元委員の方からお話ございましたように、桜島町の今までの歴史経過、あるいはまた桜島町民とフェリーの1つのつながり、そういうもの等を考えて下段の方の調整を入れてあるわけですから、下がなされずに上だけがなされるということはありませんことだと、また、してはならないことだと。ある意味ではそのことをすることが、逆に言うならばだまし討ち的なものになってくるんじゃないかというふうに私は考えます。

したがって、お互いはこれから一緒になってやっていこうとしているわけですから、今お話があったようなそういう面では、お互いの信頼の上に立って物を考えていく必要があると。今、上山委員がおっしゃったように、一向に済まんかったと、廃止だけはまずこれ

はもう合併時にやろうと、そういうことはやはりあり得ないというふうに、また、しては
いけないと私は考えております。

それから、先ほど来、お話がございましたように、このフェリー事業は、将来、公営企
業法の全適を受けて、別途事業管理者が決まって、その事業管理者のところで新たな制度
をつくっていくわけですから、今ここで一般の行政の立場から我々がその制度をつくる
ということではできないわけでありますので、明確に答えられない一面があると。当然、また、
この協議会における議決事項というものはフェリーの事業管理者にも及ぶわけですから、
事業管理者はここで決まったことの基本線は守って制度をつくっていくべきだし、またそ
うするであろうと私は考えております。

それからもう1つ、武委員の方から激変緩和をいうことがありましたけれども、この割
引制度なりあるいは定期券制度の拡充ということは、期間的な激変緩和でなくて、期間と
しては、将来にわたってそれはずっと続けられていくという制度でありますので、そうい
う意味では期間を限った激変緩和以上のものであると、私はそういうふうに理解をいたし
ております。したがって、定期券ではこうするとか、それを書けないところに1つの行政
の立場立場があるわけでありますので、そのことについてはそういうご理解をいただい
たらと思っております。

7項にしる8項にしる、下から3行についてこれを入れたということは、お二人がおっ
しゃったことに意を用いてこういうふうなものを、文言としては、1つの限度があります
から、はっきりした定期券制度をとかどうかということはありませんけれども、そのこ
とを指しているわけですから、そのようにひとつご理解をいただいてご賛同いただけたら
と、そういうふうに私は考えております。

○武 委員 ただいま議長さんの方から回数券の件について、詳細については十分理解を
いたすところであります。

私が激変緩和を町民が希望していると言うのは、急激なやっぱり変化ですよ。合併時
には即廃止という、これはもう我々町民ひとしく想像もし得なかったことであります。そ
ういう意味から、できるだけ、せめて3年ぐらいの激変緩和はできないのかという、議会
も町民もひとしくそういう強い希望、要望があってこのような提言をいたしているところ
でございます。大変水を差すようですけども、そのようにご理解をいただき、できるこ
とならそのような方向で進んでいただければ幸いと、このように思っている次第でありま
す。

以上です。

○赤崎議長 だから、激変緩和に2つあるわけで、今の制度を3年間存続するという激変緩和と、それから今までの定期券なり割引制度なりそのものだけでいくと非常に額的に激変するので、その額の激変緩和をして、それは将来にわたる制度として永続をしていくという激変緩和と2通りあるわけでありまして、この原案は、後者の方の激変緩和という考え方でしたと、そういうふうなご理解をいただけたらと思っております。

ほかの皆さん方は特にありませんでしょうか。

いろいろ議論しましたが、いかがですか、桜島町の皆さんは。

○山元委員 先ほども意見として申し上げたわけなんです、桜島町の特別委員会の中でも、合併時に廃止するというこれを町民にはどうして説明ができるのかと。今まで一生懸命苦しんで桜島を守ってきた町民にそうした補助制度をとっているんですけども、それが合併時に廃止するということは、これは我々としては町民には説明できないと。もう少し時間をいただいて継続協議にして、そして新たな結論を見出すような努力が必要じゃないのかと。委員会といたしましては、これは絶対反対という決議をした経緯もございますので、その点もお含みいただきまして、継続審議とかそういうものにしていただければありがたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 ほかの皆さん方はよろしゅうございますか。桜島町、鹿児島市と喜入町が出ましたが、ほかはよろしいですか。

今、山元委員の方からお話ございましたが、いわゆる廃止のしっ放しではないと。廃止はするが、それに代わるものとして考えているということですから、そのことについては、これは今日ここに至るまで桜島の竹ノ下町長からも議会の意を受けたりして大変強いご要請があって、何回となく各首長の皆さんにもご苦勞をおかけをして、長い時間かけてやってまいりました。

したがって、そういういわゆる廃止の、これはやめるんだということで、1つの行政行為としては、これはやめたくてやめるんじゃない、やめざるを得ないけど、そのかわり激変緩和のため、あるいはまた今までのそれを生かす形でこういう次のことを考えると、そういうことでやっておるわけですから、その辺のことについては私はやはり、結果は必ずしも十分でないかもしれませんが、みんなのお気持ちもそういうところでやっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

今、山元委員の方から、議会の審議の経過等から考えて、本日はもう1回継続協議ということにさせていただきたいということですが、ほかのところの皆様方はそれよろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 そういうことですので、この議案につきましては、次の協議会まで継続協議という取扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのような取扱いにさせていただきます。

第43号議案 女性政策事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次は、第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」を議題といたします。資料は6ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第7回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員におかれてはそれぞれご検討いただいていると思います。

何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご意見等ございませんので、第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

第43号議案「女性政策事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第44号議案 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

なお、この議案につきましても、前回の第7回の合併協議会で提案をいたしてありまし

て、それぞれご検討いただいていると思いますが、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第44号議案「姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第45号議案 広聴広報関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の8ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第7回合併協議会で提案をいたしてありまして、それぞれご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いを申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第45号議案「広聴広報関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第46号議案 防災・防犯関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第46号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」を議題といた

します。

資料の9ページをお開きください。

なお、この議案につきましても、前回の第7回合併協議会で提案いたしてありまして、それぞれご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○多丸委員 46号議案については、原案に賛成であります。防災行政無線については、「合併時に引き継ぎ、運用する」と調整方針にありますように、せつかくある施設でありますので、今までどおり防災及び行政事務などの連絡にぜひ活用していただきたい。

また、更新については、「設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行う」となっておりますが、防災無線は、過去の災害の経験から、防災意識の高揚や災害時に大変役立っており、町民に浸透しており、特に郡山町は地形的に河川の支流が多く、また山間部に住宅が点在している状況でもあります。防災無線の見直しに当たっては、更新に向けて積極的な配備を願いたいというふうに思っております。

そこで、この見直しについて、具体的にどのような見直しが見られるものかお伺いをいたします。

○赤崎議長 どうも。

○松永市民専門部会長 お質しの防災行政無線は、防災情報を伝達するための手段でございます。本来の設置目的を踏まえまして、更新時において災害が発生する危険性の高い河川沿い、あるいは急傾斜地等の土砂災害危険区域、あるいはまた桜島地区、それから石油備蓄基地周辺などに設置する考えでございますけれども、今の段階では、危険区域などの範囲の具体的な詰めはしておりません。今後、更新時までには地形や集落等の状況を考え、協議してまいりたいと考えております。

○赤崎議長 よろしいですか。

○多丸委員 現在、鹿児島市では竜ヶ水区域と桜島地区が設置をされておりますよね。各町支所がありますので、この支所にそういう設備も設置、整備してあります。その支所を活用して、今後もこの防災無線については十分活用をされるようお願いをしておきます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

よろしいですか、事務局。

ほかは。

○福石委員 前置きは全く同じことでございます。賛成の立場ではあるわけですが、5町

は、集中豪雨等に災害が発生する可能性が高いということから、町内全域に設置されたものでありますが、更新時においても現行どおりで存続できないかということでございます。

また、吉田町は、平成5年8月1日の未曾有の集中豪雨で災害が発生し、尊い5名の人命を亡くした5年度の災害を教訓に設置されたものであります。

防災無線設置前は、ほとんどの集落が有線放送設備をいたしまして防災行政連絡を行っておりました。現在は、防災無線の設置により、全集落廃止しております。現在においては防災無線あるいは行政無線として活用しております。

また、議会においても特別委員会を開きましたところ、この防災無線については、ぜひ存続をするよう要望していただきたいという旨でございました。何とか存続できないものかお伺いをいたします。

○松永市民専門部会長 今、行政無線の活用についてのご質問がございましたけれども、防災に関しましては、鹿児島市では、災害の場合は、NHKをはじめ民放全局と協定を結び、災害がございまして市民に知らせるときには、どんなことがあっても本市から要請があったら最優先的に、今やっている放送を一時中断して災害情報を流すとか、それができないときは字幕で何回も流すとかそういうことをやっておりますので、ある意味では防災行政無線以上にその周知は行われているものと考えております。

それから、行政連絡用の活用の話がございましたけれども、現在5町において、平常時に行政連絡や自治公民館の連絡用として活用されておりますけれども、これにつきましては、それぞれ5町の更新時期までは従来どおり現在の支所から利用できることとなります。

以上でございます。

○福石委員 ただいま答弁をいただいたわけでございますけれども、更新時における継続、これをお願いするわけですが、以上、経過等を申し上げましたけれども、やっぱり吉田町あたりは山間部が多くて、大水害とか風水害とかという場合には電気が停電するわけですね。その場合にはテレビ等でそのニュースが入らないわけです。そういう関係で、防災無線は唯一の頼りとなっているわけです。できることなら、更新時も継続をしていただきたい、引き続いて存続していただきたいということを申し上げたいんですが、よろしくをお願いします。

○赤崎議長 説明を申し上げましたが、今せっかくあるものは使おうと。あるいは更新時においても防災無線として必要なところはやっぱりそれは残すというのが私は原則だろうと思っておりますので、いわゆる全部今のまま残すということもまた問題がありましょ

し、今、福石委員がおっしゃったように、地形なりあるいはまた役場からの距離なり、いろんなこと等で防災上必要なところはやっぱり当然、見直しのときにおいてもそれは残す方向で検討はされるべきものと私は思っておりますけれども。

よろしゅうございますか、そういうことで。

それから今、専門部会長がご説明申し上げましたように、鹿児島市はNHK、民放全局と協定を結びまして、そしてテレビでもって、こちらからテレビ局にこういって放送してほしいと。それはやっぱりこっちで言うものが映らないと、冗談などをする者がいるから、まず大事なときには私自身がテレビに出て各局にお願いをします。そしてちゃんと向こうも確認した上で、今、申し上げたようにできるだけ番組を中断をして、できないときは字幕で即座に何回となく全市民に行くようにやっていただくと。そういう行政協定を放送各局と結んでおりますので、これも非常に私は効果のある、今おっしゃったようにテレビの映らないところは別としても、むしろ防災的には非常に高い効果のあるやり方だとそういうふう考えております。

済みません。どうぞ。

○長田委員 この46号議案については、原案に賛成であります、特に私どもも、今年10年目でございますが、8・6災害、未曾有の大災害の被害を受けている鹿児島市でございます、特にこの防災行政無線は、今、郡山町、吉田町からもございましたし、また松元町、喜入町などを含めて、桜島を含めて、それぞれにやはり大変関心の高い、重要な案件だろうというふうに思うわけです。

そういう中で、特にこの件につきまして、やはり私ども鹿児島市も含めて、5町に対する防災行政無線等のあり方について意見が述べられておりますので申し上げたいと思うんですが、防災行政無線は、災害発生時に的確に活用されるための維持管理の必要があることやコミュニティの手段としても活用されている実情があること。先ほど申されましたよね、郡山町等あたりから。そういう点では十分に配慮して、そして今、会長からもあったんですが、吉田町さんからも要望もありましたけれども、更新時には、見直しについては慎重に対応すべきということ等も含めて、またさらに実情もしっかりと、5町の状況等も十分に把握をする中で対応していくべきという意見が出されております。

それから、本市には、道路照明灯、防犯灯、また商店街等が補助を受けて設置する街路灯などがあるわけです。その中で防犯灯の問題については、本市の考え方、また特に地域と地域とのほさまにおける暗がりがあるわけなんです、暗がり解消策として特設防犯灯

の事業がなされているわけなんです。そういうこと等について、やはり考え方を5町さんに対しては明確に整理した上で、5町の協議調整に十分に心して対応し、説明もしっかりやっておくべきという意見等が出されておりますので、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

福石委員、今のそれでよろしゅうございますか。

○福石委員 はい。

○赤崎議長 そういう気持ちで、やっぱり防災にマイナスになってはこれはいけないわけで、やっぱり私は安全・安心というのはもうすべての行政に優先をすべきものという認識で、これからの市政も進めていかなくちゃいけないとそういうふうに考えておりますので。

それでは、いろいろご意見いただきましたが、別になければお諮りを申し上げたいと存じますが、第46号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第46号議案「防災・防犯関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第47号議案 コミュニティ関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第47号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は10ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第7回の協議会で提案をいたしまして、その後、それぞれご検討いただいていると思いますが、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

○前園委員 喜入町では、33自治公民館の館長の検討会を開催しましたところ、今までの業務内容として公文書、指示伝達その他4項目がなくなるということで、これからは自治公民館そのものの活動ということであれば、この内容でいいんじゃないかという結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

○上山（稔）委員 議案関係資料の「2 行政連絡員制度」及び「3 自治組織への運営補助金」については、段階的に調整を行い、いずれも廃止するというものであります。

このことは、まさに地域コミュニティや地域生活文化の切り捨てであり、机上で事務的に調整されたものではないかと思わざるを得ないのであります。行政においても、今後、住民との協働という運営を進めるに当たって、自治公民館組織は今まで以上に重要性を増してくると思われれます。

このような自治公民館や行政連絡員に対する補助金制度の廃止は、行政が直接関与しないという意味でありまして、そのことは間違いなく自治組織の衰退につながっていくことが予想されます。

このことは、他の町にとっても同じ環境にあることで憂慮しなければならないと考えます。歴史もあり、伝統的によい制度は残すべきであり、鹿児島市における都市部とは明らかに状況が違い、何が何でも鹿児島市、何が何でも一体化ということもいかなものかと考えるところでございます。

以上、町内会、自治公民館の自治組織などの調整方針については、反対ではございませんが、意見として、新市になった場合、広い行政区の中でも必要とする地域コミュニティの運営や役割は違ってくることを十分に考慮していただき、最良の施策をご検討いただくよう要望しておきます。

以上です。

○赤崎議長 わかりました。ご要望として十分承って、当然またそういうこと等についても配慮しながら進めていきたいと考えております。

○長田委員 47号議案については、原案に賛成でございます。

ただいまご意見が喜入町、桜島町からあったところではありますが、私どもの方も少し意見等が出ておりますので申し上げたいと思いますが、5町のいわゆるコミュニティの仕組みは、合併により本市の制度に統合されることになるわけでございます。今、例えば公民館長などの役割、今、ございましたよね、桜島町さんから。役割や仕事の内容が大きく変わるようになるわけですので、そういう点では、やはり5町の方々に対して本市のコミュニティ制度や事業の内容を十分に説明をされて理解していただくことが大切であるだろうという意見等が出されておりますので、申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ちなみに、今、それぞれ5町では、地域の公民館、自治公民館制度がありますけれども、その自主的な活動なり自主的なコミュニティに対しては、これは今までどおりやっていたたくし、またこれまでの歴史を生かしながらやっていただくということで、行政とのつながりについて言っておりますので、そのことはひとつご理解いただきたい。

それから、上山委員がおっしゃったように、そういう今までの自主的な活動はそのまま変わらない、やっていただくといっても、実際そういうことで活動が弱体化をするといいますが、コミュニティが薄れていくという心配もこれはしなくちゃならないことだと思いますので、やっぱりコミュニティということは大事にしながらやっていかななくてはいけないという前提で、これからいろいろ具体的には3カ年間なりの激変緩和の措置がなされますけれども、その間あたりにおいて検討がなされていくべきものであろうなあとそういうふうな気持ちで私もおりますので、そういうご理解をいただけたらと思っております。

別にございませんでしょうか。

○北野委員 ただいま各地域の方々がコミュニティについてご質問されましたけれども、我々としましても一応お尋ねしたいことがございますから、よろしく願います。

本町におきましても、自治公民館組織については地域に密着した組織として認めておるところでございます。行政と一体となって地域のさまざまな事業に取り組んでいる現在でございますが、自治公民館の組織は、主として町の運営補助金と我々の出します会費で取り組んでいるところでございます。現在の自治公民館の運営は主として町の運営費補助金で賄っているような状態でございます。

このような状況から、町からの助成がなくなると組織の運営に支障を来すのではなからうかと考えているので不安ではありますが、自治組織としての性格上、現在の示されている調整案でやむを得ないものと考えております。

項目2の行政連絡員制度及び項目3の自治組織への運営補助金の調整方針については、鹿児島市の制度と合わす必要があることから、理解できるものであります。

各町における自治公民会は、鹿児島市の町内会と同じく任意団体として独立するよう努力していかねばならないと考えております。

しかし、長い間、公民館活動は行政と一体となってまちづくりを進めてきております。行政と地域住民の共通意識を持ってまちづくりの取り組みを育んでいる状況であります。地域のコミュニティ組織は、組織率が高く、地域連帯感を育んでいるすばらしい組織であります。停滞することのないよう、さらに充実いたしまして、側面より支援する制度を構

築していただくようご配慮いただければありがたいと思っております。

以上で終わります。

○赤崎議長 私どもは、基本的には今おっしゃったような考え方でやっておりますけれども、ただ、実際に自主的な町内会がやることだといってほっぱり出しているのではなくて、例えば集会場を建設をする、修理をする、そういうもの等はやはり一時的に自治公民館、町内会も金が要りますので、助成制度、それから低利の融資制度、そういうものを併用しながらそういうことができるようにするとか、あるいは、それぞれの自治公民館で新たな例えば盆踊りをやるとか、いろんなそういうみんなのコミュニティを高めていく事業をおやりになる場合には、実際おやりになる事業に対して鹿児島市は助成をして、そういう事業ができやすいような助成制度をやる。一般的な毎日毎日の運営補助金ではなくてそういうものについてやるということで、それについてはやはり相当な予算も組んでやっておりますので、今おっしゃったように新しい制度をまた適用していただきながらやっただけであればありがたいなとそういう気持ちであります。今おっしゃったお気持ちはまた大事にしてやっていきたいと思っております。

○前園委員 喜入町では各集落のほかに地区公民館というのが6館ございます。喜入町は、南北16キロという細長い地域でございますので、各校区ごとに2キロとか3キロとか山で分かれています。それで、各地区公民館ごとにいろいろな活動をやっております。

ですから、さっき申し上げましたとおり自治公民館の活動は、そう目立った活動はありませんけれども、地区公民館が主になってやっておりますので、自治公民館としては別にこの案でいいというようなことで、後で57号に出てくると思いますがけれども、喜入町では、6校区の公民館に公民館長、また主事が毎日出ておりますので、その方面で活動しております。

また後でいろいろお願いすることもありますけれども、自治公民館については以上のとおりです。

○赤崎議長 ほかにはございませんでしょうか。

○福石委員 コミュニティ関係については、(37)-2で、1と2は関連がございますので関連して質問をいたします。

自治公民館、行政連絡員制度は、合併後3カ年が経過した後は鹿児島市の制度に移行するわけですが、5町の現行の制度は廃止になる案であります。

鹿児島市の制度に移行した場合、現行の行政連絡員制度と鹿児島市の制度に移行した場

合の経費の差額というのはどのくらいの試算が出ているのかお伺いをしてみたいと思います。

○赤崎議長 そこはわかっていますか。

○松永市民専門部会長 お質しの経費の算定については出しておりません。ただし、今お質しの行政連絡員制度につきましては、その業務内容については、各種文書の配布を含め、多岐にわたっておりまして、業務の見直しについては、5町や関係専門部会とも十分協議しながら、その内容については、見直しについて調整をしていきたいと思っております。

○福石委員 試算は出していないということですが、今、1の項目では、現在の各町では集落はそのままの組織で、単位が町内単位と変わるだけであって、今の現状で存続をされるわけですが、先ほども質問がございましたけれども、やはり山間部になりますと、公民館組織、こういう形がなくなれば非常にコミュニティがなくなるんじゃないかというふうに考えるわけです。そしてまた鹿児島市の制度になりますと、文書は各戸配布、また委託業者に依存するというようなことですが、そのような経費の面を考えると、今の集落単位がそのままであるならば、その集落単位に委託業務を、館長さんなりそういうのにさせていただいてできないものかということですか。お伺いをいたします。

○松永市民専門部会長 お質しの各種文書の配布について、従来どおりできないかということですが、これについては、5町それぞれ中身、業務量、ボリューム、そういったものが違いますので、そういうことは今後においてはちょっと難しいのではと思っております。

○赤崎議長 5町は違うんですよ、一緒じゃなくてですね。そういう面もあったりして。

○福石委員 この第1項目では、自治公民館という組織はほとんどあるようですね。そういうことで、この文書配布の戸別配布を市が郵送、業者委託をするということになっておりますから、この集落に対してこれに係わる経費を回すことができれば、その方がいいんじゃないかなあというふうに考えるわけです。その点についてもう一度お伺いして終わりたいと思います。

○松永市民専門部会長 お質しの委託の方法につきましては、それぞれの施策の中で委託の方法というものを検討してまいりたいと思っております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○福石委員 はい、わかりました。終わります。

○赤崎議長 ほかはよろしいでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ほかになければお諮りをいたしたいと思いますが、第47号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をすることでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第47号議案「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第48号議案 住民サービス窓口業務の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」を議題といたします。

この議案までが継続審査になっていた議案でございます。

資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

このことについても、ただいま申し上げましたように第7回の合併協議会で提案をいたして、その後、それぞれご検討をいただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしますが、第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」は、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、第48号議案「住民サービス窓口業務の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

○長田委員 可決をいたしましたところで、少し総体的なご意見を申し上げたいんですが、今、45号の広聴広報、防犯、コミュニティ、住民サービス窓口関係、ご意見もあつたりなかつたりでありましたけれども、先ほど少しご意見等も申し上げさせていただいたんですが、私どもの総体意見として、これらの事業、45号から48号に係るこの事業は住民生活に極めて直結するものであるとそういうことから、具体的な調整実施に当たっては、

5 町の住民の方々への説明と 5 町の職員の方々と十分な協議を行っていただいて、そしてご理解をいただく中で対応していくことが大切なのではないかということがありましたので、改めて念のために申し添えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

第 14 - 2 号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 ここからは、今回新たに提案をする議案でございます。

まず、第 14 - 2 号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 12 ページでございます。

第 14 - 2 号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用し、鹿児島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け増員選挙を行うものとするという議案でございます。

議案の内容につきまして、もう少しご説明を申し上げますと、この議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、去る第 3 回の合併協議会に取扱い案を 1 市 5 町の議会において作成することについての議案を提案いたしまして、その次回の第 4 回合併協議会におきまして、その議案が原案どおり確認をされております。

それを受けまして、議会におきまして「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する 1 市 5 町の会」を開催されまして、取扱い案の作成に関する協議を進められ、本日ただいま提案をいたしております取扱い案が確認をされております。

取扱い案の内容は、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定をいたします定数特例制度を適用いたし、鹿児島市の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、5 町の区域ごとに選挙区を設け、増員選挙を行うということになっており

ます。

具体的には、合併日から5日以内に鹿児島市議会議長は鹿児島市の選挙管理委員会に定数の増加を通知し、選挙管理委員会としては、通知を受領した日から50日以内に、5町それぞれの選挙区ごとに定数をそれぞれ1人とする増員選挙を行うこととなります。

当選された議員は、鹿児島市議会議員として、平成20年4月28日まで在任することとなります。

次の13ページにつきましては、上の方の表は、1市5町の議員の現況等でございます。

次の14ページ、15ページは、ただいま議案本文で申し上げました市町村の合併の特例に関する法律の、今の議案の関係部分の抜粋でございます。

あけていただきまして、16ページ、17ページでございますが、ただいま議案として提案いたしました方針案の中身について図解をしたものでございます。

16ページの真ん中ほどに「2. 定数特例による場合」というのがございます。これの下の方に「(1) 合併特例法第6条第2項適用(定数特例)」というのがございます。ただいまの議案といたしましては、この(1)の方針案を採用したというものでございます。

ここでは、増員選挙、これがただいま申し上げました議長が選挙管理委員会に合併日以後5日以内に通知を行いまして、通知を受けた日から50日以内に増員選挙を行うということとなります。そしてその次、黒線で結びました丸がございまして、一般選挙でございます。これが鹿児島市の市議会議員の選挙となりますが、平成20年4月となります。

以上でただいまの議案の説明を終わります。

○赤崎議長 事務局の方から、第14-2号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」説明をいたしましたが、これに関して何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○猪飼委員 議会の議員の定数及び任期の取扱いという件ですけれども、第3回で提案され、そして取扱い案ということで内容も確認されているということもございまして、今まで継続協議というのが非常に続いて、今後のスピーディな展開ということを考えていきますと、この場で決定できるものは余り継続に延ばさないで進めていくということも大切ではないかと思っております。

○赤崎議長 ありがとうございます。

今、猪飼委員の方からも、第3回、第4回と提案をし、そして確認をいただき、各議会一緒になって協議をしたことでもあるし、今後のいろんな審議から考えても、ここで決定

をしたらいかがかということでございます。

ほかにどなたか。

○和田委員 この議案につきましては、これまで1市5町の議会の代表者会を3回ほど開催をされてきております。この中で十分協議がなされまして、本日、この取扱い案について1市5町の議会における作成案が提案されたわけでございます。

なお、この代表者会につきましては公開で行われ、新聞報道等で1市5町の住民の方々も十分周知のとおりでありまして、先ほど猪飼委員より出ましたように、この場で即決で決めていただければと思います。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

もう1つ大事なことは、審議が公開の場で行われ、その経過並びに結果については報道等を通じてそれぞれ住民にも知らされて周知をされておるから、この場で決めたらどうかというご意見でございました。

ほかは。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ほかになければお諮りをいたしますが、先ほど来、申し上げますように、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、本日の協議会で決定するという取扱いがいいのではないかとご意見でございました。

そのほかになければ、そういうことで本日、決めたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第14 - 2号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案どおり決定をすることによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第14 - 2号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第15 - 2号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 18ページをお願いいたします。

第15-2号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めます。

1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとする。

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された5人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとする。という議案でございます。

これにつきましても、もう少し補足説明を申し上げます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、先ほどの議会の議員と同様、去る第3回の合併協議会に取扱い案を1市5町の農業委員会において作成することについて、議案として提案し、その次の第4回合併協議会においてその議案が原案どおり確認をされております。

それを受けまして、1市5町の農業委員会におきまして「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての検討委員会」を設置をされまして、取扱い案の作成に関する協議を進められ、本日提案をいたしております農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案が確認をされております。

取扱い案の内容といたしましては、5町の農業委員会は、鹿児島市農業委員会に統合をいたしまして、1つの農業委員会とすること。

2つ目は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号に規定する特例措置を適用し、5町選挙による農業委員のうち、各町においてそれぞれ互選された5人、つまり合計25人の委員は、鹿児島市農業委員会委員として平成19年4月28日まで在任するものでございます。

次のページの19ページをごらんいただきますと、1市5町の農業委員等の現況等を書いてありますが、この一番上の欄になりますが、真ん中よりちょっと下になります。「農

業委員の数」というのが縦にございまして、その右側に「公選委員」、その下に「選任委員」というのがございます。つまり今、議案として提案をいたしておりますのはこの「公選委員」の方々に関する取扱いでございます。

5町を申し上げますと、吉田町が10人、そして桜島町が11人、その下の表になりますが、喜入町が9人、松元町が10人、郡山町が10人。そして一番下は、5町の合計、1市5町の合計数を書いておりますが、5町の合計では50人、1市5町では75人といった数字になっております。

次のページをごらんいただきますが、20ページ、21ページは、ただいま適用した法律の関係分の抜粋でございます。

次のページをあけていただきまして、23ページになります。

一番下の3番目の表がございまして、「選挙委員」というのが鹿児島市と5町とございます。「特例適用期間」というのが下の方の欄にございますが、5町が定数では現在51でございますが、これを特例適用いたしまして25人にしようとするものでございます。

なお、「選任委員」につきましては、5町は、農業協同組合及び農業共済組合等の数から4人ということになります。

以上で、第15-2号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げますが、この第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただいて、次回で決定をしたいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

第22-2号議案 慣行（都市宣言）の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第22-2号議案「慣行（都市宣言）の取扱いについて」を議題とい

たします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 24ページをお願いいたします。

第22-2号議案 慣行（都市宣言）の取扱いについて。

慣行（都市宣言）の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。という議案でございます。

議案関係資料がございます。「第22-2号議案関係資料」でございます。

慣行（都市宣言）の取扱いは、一番上の鹿児島市ふれあい長寿社会宣言から、生涯学習の町宣言までの9項目でございます。

次のページをあけていただきまして、(11)-2、3ページでございますが、まず項目1の鹿児島市ふれあい長寿社会宣言、そしてその下、項目2になりますが、男女共同参画都市かごしま宣言は、鹿児島市のみ宣言をいたしておりますが、合併後の市においても引き続き都市宣言として用いていこうとするものでございます。

次の(11)-4、5ページをお願いいたします。

項目3の平和都市宣言でございますが、鹿児島市、喜入町及び郡山町で宣言をいたしております。この3つの宣言の内容は共通をいたしております。合併後は鹿児島市の宣言を用いることとしようとするものでございます。

その下の項目4の青色申告の町から最後の項目9の生涯学習の町宣言につきましては、まず、それぞれ宣言の趣旨をご説明を申し上げまして、まとめて後ほど調整方針をご説明申し上げます。

まず、項目4の青色申告の町は、昭和56年に喜入町におきまして青色申告宣言大会を開催をされ、その大会において宣言をされております。

次のページ、(11)-6、7ページになります。

項目5の親せつの町宣言は、昭和58年にこれも喜入町におきまして、温かく生かし合う人間関係をつくり出すという趣旨で宣言をされております。この「親せつの町宣言」の「親せつ」の「せつ」という字が平仮名になっておりますが、これは誤字ではございませんで、「親を切る」という字は適当ではないということから平仮名にされたということ

ございます。

その下の項目6の健康のまち宣言は、平成5年に松元町におきまして、健康に対する認識を高め、町民一人一人が健康で明るい豊かな日常生活を営むことを目的に宣言をされております。

続きまして、次の(11)-8、9ページ、項目7の卓球のまちまつもと宣言は、平成7年に松元町におきまして、卓球を通じて町民の健康づくりとスポーツ文化の高揚を図りながら、潤いと活力あるまちづくりに取り組むことを趣旨として宣言をされております。

その下の項目8、「青少年健全育成宣言のまち」松元町は、平成13年に松元町におきまして、心の教育を重視し、生きる力を育み、心豊かな青少年の健全な育成のため、家庭や関係機関団体及び地域社会が連携して教育力向上に努めるという趣旨で宣言をされております。

続きまして、次の(11)-10、11ページになります。

項目9の生涯学習の町宣言は、平成4年に郡山町におきまして、生涯にわたり学ぶ喜びを持ち、未来に対応できる人づくりと豊かな心で生きがいを持てる町を実現するという趣旨で宣言をされております。

これらの宣言の項目4からの調整方針でございますが、恐れ入ります、また前のページの方に戻っていただきまして、(11)-4、5ページになります。

これらの調整方針でございますが、それぞれの町として宣言されたものでございますので、編入合併ということから合併時に廃止をされることにはなりますが、宣言された歴史的な経過等を踏まえまして、宣言の精神を生かす方策等につきまして、合併時までには検討をすることとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第22-2号議案「慣行(都市宣言)の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、何かご質問なりご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、この第22-2号議案「慣行(都市宣言)の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思っておりますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第31-2号議案 建設関係事業（公の施設）の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、25ページをお願いいたします。

第31-2号議案 建設関係事業（公の施設）の取扱いについて。

建設関係事業（公の施設）の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

5町の公園、町営住宅、町道、港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございます。「第31-2号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、建設関係事業（公の施設）の協議項目といたしましては、公園から、一番下の砂防関連施設まで5項目でございます。

項目1から項目4までは、第5回の合併協議会におきまして、財産及び公の施設の取扱いの議案の中で鹿児島市に引き継ぐことが確認をされておりますが、住民生活に大きくかわる事項でございますので、管理運営のあり方を含めて改めて協議項目として提案するものでございます。

また、一番下の項目5の砂防関連施設は、今回新たに追加して提案をするものでございます。

あけていただきまして、（21）-2、3ページになります。

項目1の公園、その下の項目2の市営及び町営住宅でございますが、それぞれ合併時に鹿児島市に引き継ぎ、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整をしようとするものでございます。

あけていただきまして、4、5ページ、項目3の市道及び町道、その下の項目4の港湾でございますが、それぞれ合併時に鹿児島市に引き継ごうとするものでございます。

一番下の項目5の砂防関連施設でございますが、桜島町でございますが金床砂防公園といたしまして、桜島町と国が分担をいたしまして公園施設を整備をいたしております。

調整方針でございますが、桜島町が設置をした公園施設は、合併時に鹿児島市に引き継ぎ、管理は、合併時までに見直しを行おうとするものでございます。また、国が設置をした公園施設につきましては、管理者の見直しを含めまして、合併時までに関係機関と調整をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご質問なりご意見等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」という者あり〕

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただいて、次回で決定したいと思っておりますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

第49号議案 し尿処理事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 26ページをお願いいたします。

第49号議案 し尿処理事業の取扱いについて。

し尿処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。

2 し尿等の処理体制については、合併時に再編するものとする。
という議案でございます。

これにつきましても、横長の「第49号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、し尿処理事業として提案する項目は、1、し尿等の収集形態から、3のし尿処理体制までの3項目でございます。

し尿処理事業につきましては、合併に伴うし尿等の市の処理施設への受け入れにつきまして、国と協議を進めておりましたが、このほど国との間で一定の協議が調いましたので、今回、議案として提案をするものでございます。

あけていただきまして、(17)-2、3ページになりますが、一番上の項目1、し尿等の収集形態ですが、し尿につきましては、鹿児島市では衛生公社で、5町はそれぞれ許可業者が収集をいたしております。

また、その下の浄化槽汚泥につきましては、1市5町とも許可業者によりまして収集をいたしております。

調整方針でございますが、現行どおりといたしますが、し尿の収集量が合併処理浄化槽の普及によりまして近年減少傾向にございますので、その発生量の推移を見ながら、安定した収集体制が確保されるよう所要の見直しを行うことといたしております。

その下の項目2のし尿等収集運搬業の許可要件は、鹿児島市と5町では、事務所・車庫の所在地要件が異なっております。合併時には、許可業者の現行の営業区域を変更しないことから、調整方針としては、当分の間、現行どおりにするものでございます。

その下の項目3のし尿等の処理体制でございますが、鹿児島市と吉田町及び喜入町は衛生処理センター等での陸上処理を行っております。一方、桜島町、松元町及び郡山町は海洋投入を行っております。

ご案内のとおり海洋投入につきましては、平成19年2月から禁止をされることになっております。そういうことから、調整方針といたしましては、合併時に再編し、すべてのし尿等の処理を鹿児島市衛生処理センター及び喜入町衛生処理場で陸上処理をすることといたすものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第33-2号議案 一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第33-2号議案「一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 27ページをお願いいたします。

第33-2号議案 一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて。

一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございますが、「第33-2号議案関係資料」をごらんいただきます。

第33-2号議案は、一部事務組合等で行っている業務のうち、し尿処理業務についての取扱いになりますが、一部事務組合等で行っている業務につきましては、去る7月の第6回合併協議会におきまして、し尿処理以外の消防、介護保険、ごみ処理及び斎場の4業務について既に決定をいただいております。残るし尿処理業務に関して、先ほど第49号議案で申し上げましたとおり国との協議が調いでしたので、今回、提案をするものでございます。

あけていただきまして、(23)-2、3ページになります。

これは1項目でございますが、項目1のし尿処理業務は、一部事務組合で行っておりますのは吉田町のみでございます。その他の1市4町はそれぞれ独自に処理を行っております。

ます。

調整方針といたしましては、し尿処理業務以外の消防業務等の調整方針と同様に、合併の日の前日をもって一部事務組合を脱退し、業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第33-2号議案「一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて」ご説明を申し上げましたが、これに関して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第33-2号議案「一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただき、次回で決定をしたいと思います、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取扱いにさせていただきます。

第50号議案 まちづくり推進組織の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 28と29ページになります。

第50号議案 まちづくり推進組織の取扱いについて。

まちづくり推進組織の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的なことについては、合併時まで1市5町の長が別に協議するものとする。

という議案でございます。

これにつきまして、経過等を申し上げます。

この第50号議案の協議項目は、当初の協議項目といたしましては地域審議会の取扱いとなっていたものでございます。

首長会等におきまして、合併後に住民参加のまちづくりを推進していくためにはどのような組織が望ましいのか、地域審議会も含めて各面から慎重に検討が行われました。

ご案内のとおり地域審議会制度は、合併前の自治体ごとにそれぞれ設置をされるものでございまして、その役割は、主として5町の地域ごとの市町村建設計画の執行状況等について審議をすることになっております。また、法に定める地域審議会は、新市全体のまちづくりについて審議をすることにはなっていないところでございます。

鹿児島地区の合併においては、5町のそれぞれのまちづくりを推進するとともに、新市としての速やかな一体化と新市全体の均衡ある発展が図られなければなりません。

したがって、鹿児島地区におきましては、法に規定する地域審議会以上に5町の皆様がそれぞれの地域のまちづくりに関して自由闊達に意見や提言を述べることができ、さらに地域審議会の権能にはない新市全体のまちづくりを協議する組織を両方設置をいたしまして、両組織がまちづくりに関する幅広い審議の中から住民の意見を伺っていく方が、法に定める地域審議会よりもより住民に密着したまちづくりが推進できることから、地域審議会を設置をしないという結論になりました。

次のページの29ページに概要図を掲げておりますが、これをごらんいただきながらもう少しご説明を申し上げます。

合併後のまちづくり推進組織といたしまして、2つの組織を設置しようとするものでございます。

まず、左側の方でございまして、旧5町の地域ごとにそれぞれ「地域まちづくり会議」（仮称）を設置しようとするものでございます。これは、5町のそれぞれの地域におきまして、地域の皆様から地域内のまちづくり全般につきまして意見・提言をいただくものでございまして、右側の方に「（新市全体のまちづくり）」というのがございまして、こちらの方の「かごしままちづくり会議」（仮称）の方に意見を反映しようとするものでございます。

「地域まちづくり会議」の方の下「役割」というところをごらんいただきますが、具体的役割として考えられる主なものは、まちづくりについての意見・提言に関すること。

2つ目には、市町村建設計画の執行状況等に関すること。3つ目に、当該地域において行

われる事務事業に関することなどがございますが、このほか地域のまちづくり全般について自由に協議をしていただこうとするものでございます。

構成メンバーとして考えられますのは、地域を代表される方や、左側の方にございますが、公民館連絡協議会、校区公民館、自治公民館のほかに、それぞれの地域の女性団体や青年団体、衛生自治団体などの各種団体の代表者等も想定いたしているところでございます。

続きまして、右側の「かごしままちづくり会議」の方でございますが、これは全市的な組織でございます。合併後の新市のまちづくりを進めるに当たりまして、有識者等から意見・提言をいただき、新市の速やかな一体化と均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

具体的役割として考えられる主なものとしたしましては、1つ目には、市町村建設計画の執行状況等に関すること。2つ目に、地域まちづくりの協議に関すること。3つ目に、先ほど地域まちづくり会議の方から意見反映があるということを申し上げましたが、地域まちづくり会議からの意見・提言に関することなどがございますが、このほか新市のまちづくり全般について、これも自由に協議をしていただこうとするものでございます。

次に、それぞれの組織の連携の仕方でございますが、「地域まちづくり会議」と「かごしままちづくり会議」の連携につきましては、「地域まちづくり会議」の代表者も「かごしままちづくり会議」の委員として参画をし、意見反映していただこうとするものでございます。

次に、それぞれの組織と行政との連携でございますが、「地域まちづくり会議」については、それぞれ5町の支所に事務局を設けまして、支所と協働してまちづくりを推進をすることとするものです。

次に、設置の期間等でございますが、「地域まちづくり会議」及び「かごしままちづくり会議」ともに、合併後速やかに設置をして、その期間は特に定めませんが、コミュニティの形成状況やまちづくりの進展の状況、さらには、現在、地方制度調査会の方で検討を進めております地域自治組織等も勘案をいたしまして、19年度中にこれらの組織のあり方について検討をしたいというふうに考えております。

ただいま申し上げましたほか、組織についての具体的な内容等につきましては、合併時までに1市5町の長が協議をして決定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもご苦労さんでした。

事務局の方から、第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」ご説明を申し上げます。

これに関して、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

○追立委員 今の説明の中で、合併後速やかに設置して、19年度中にと説明があったんですが、実質的には合併の動きは16年度11月以降から始まると思うんですね、その間をどうされるのか。

○成清事務局長 この両組織の設置につきましては、合併後速やかに設置をしまいいります。その設置期間については、現在のところいつまでというような設置期間は定めないところでございます。

しかしながら、一方では、合併後の速やかな一体化ということも、これは合併の1つの目的として達成していかなければなりません。したがって、設置後のまちづくりの進展の状況、それからコミュニティの形成の進展の状況等を見ながら、一方では、国の検討しております地域自治組織、こういったものを見ながら、その辺を19年度中に検討したいとそういうことでございます。

○赤崎議長 よろしいですか、追立委員。

○追立委員 いずれ私どもにも執行部の方から説明があると思うんですが、1つだけ。

地域のまちづくりの代表者と、新市全体のまちづくりという形になりますと、鹿児島市に合併になると、そこからやはり有識者の方々が鹿児島市に参加される場も多くなってくると思うんですね。それからもう1つは、地域で実情がよくわかっている代表者の方、この辺のバランスをちょっと説明願えればありがたいと思います。

○成清事務局長 構成メンバーにつきましては、先ほど若干ご説明申し上げましたが、地域まちづくり会議の方につきましては、絵の中に公民館連絡協議会から自治公民館までございますが、これらの方々の代表者、そのほかに青年団体であるとか婦人団体、衛生自治団体、こういった各種団体の代表者も想定をしているところでございます。そしてまた、何よりも地域をよく知っていらっしゃる地域の代表者という方も想定をしているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしいですか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただき、次回で決定したいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第51号議案 電算システム事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 30ページをお願いいたします。

第51号議案 電算システム事業の取扱いについて。

電算システム事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございまして、「第51号議案関係資料」をごらんいただきたいと思います。

表紙をあけていただきますと、総括表がございしますが、電算システム事業は、1番目の基幹系業務システムから、右側一番下になりますが、教育用コンピュータ活用推進事業までの22項目でございます。

これにつきましては、主な項目についてご説明を申し上げたいと思います。

あけていただきまして、(41)-2、3ページでございます。

項目1の基幹系業務システムでございますが、現在、1市5町におきましては、いずれの自治体でも住民記録、印鑑証明等をはじめ数多くの事務をコンピューター処理をいたしております。

そしてそこに表記しておりますとおり、電算システムは、ハードウェア、ソフトウェアともに異なっておりまして、合併後、本庁・各支所のいずれでも均一で利便性の高い行政サービスを提供し、また効率的な行政を進めていくためには、これらの電算システムを統合して一括管理をする必要がございます。

統合の方法といたしましては、5町のシステムは、どちらかと言えば小規模自治体向けに開発をされておりまして、60万人の自治体の処理件数には対応できませんことから、大規模自治体向けに開発されておりまして鹿児島市のシステムに統合することといたします。

また、新システムの稼働日は、住民票や印鑑証明など日常生活に必要な証明書等は、合併目標日でございます平成16年11月1日から取得できるようにしたいと考えております。

なお、市民税などの16年度当初に賦課をされまして、その徴収事務が16年度中存続するものについては、各町のシステムを並行稼働させることとして、17年度までに統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(41)-4、5ページをお願いいたします。

一番下になりますが、項目5の庁内LANでございますが、鹿児島市におきましては電子市役所の構築を進めておりまして、その基盤となる庁内LANの整備が進んでおります。また一方、5町におきましてはLANの整備が進んでおりますが、規模等を考慮いたしまして、合併時に鹿児島市のLANに統合しようとするものでございます。

ちょっと飛びます。(41)-8、9ページをお願いいたします。

項目8の戸籍事務システムから、少し飛びますが、16、17ページになります。項目16の水道事業に係る財務会計システムまでにつきましては、鹿児島市のシステムへの統合や新規の開発を行ってまいります。その時期につきましては、遅くとも17年度までには統合、開発をいたします。

あけていただきまして、(41)-18、19ページをお願いいたします。

一番上の項目17の生涯学習情報システム、「キュートピア・ネット」と鹿児島市では呼んでおります。これは鹿児島市だけのシステムでございますが、5町の公共施設にも端末を設置し、17年度にこのシステムを導入しようとするものでございます。

1つ飛びまして、項目19の教育用テレビ会議ネットワーク活用推進事業でございますが、鹿児島市と松元町におきまして小・中学校に整備をし、学校間交流等に活用をいたしております。これを17年度以降に他の4町の小・中学校においてもテレビ会議ができるようにしようとするものでございます。

一番下、項目20でございますが、普通教室コンピュータ整備事業でございますが、鹿児島市におきましては、すべての小・中学校にパソコン、プロジェクター、プリンターを整備をいたしておりますが、17年度以降に5町の小・中学校にも整備をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、何かご意見なりご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第52号議案 使用料及び手数料の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 31ページをお願いいたします。

第52号議案 使用料及び手数料の取扱いについて。

使用料及び手数料の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等につい

ては、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料をごらんいただきます。

第52号議案でございますが、表紙をあけていただきますと、使用料及び手数料の取扱いといたしまして、(42) - 1、これは使用料でございますが、地域福祉センター使用料から、右側一番下の33の公立幼稚園保育料まで33項目がございます。

あけていただきまして、(42) - 2ページ、これは手数料になります。一番上は番号34の船員法関係の手数料から、一番下の消防手数料まで17項目でございます。

これにつきましても、項目が大変多くございますので、主なものについてご説明を申し上げます。

(42) - 3、4ページから、大分飛んでしまいましたが、(42) - 51、52ページまでにわたりますが、まず、3、4ページの項目1の地域福祉センター使用料から、51、52ページの項目19のコミュニティセンター使用料まで、現行どおりにしようとするものでございます。

また、少し飛びますが、(42) - 57、58ページをお願いいたします。

項目22、市営及び町営住宅使用料でございます。これらの使用料の家賃の算定に当たっては、家賃算定基礎額に鹿児島市のところの1、2というところに「市町村立地係数」「利便性係数」というのがございます。これらを掛けて算出をしておりますが、鹿児島市と5町ではこの係数が違っております。

一番右側の調整方針をごらんいただきますと、17年度に鹿児島市の制度に統合いたしますが、住宅使用料が上昇する入居者に対しては、17年度から19年度までに4分の1ずつ引き上げまして、20年度に鹿児島市の料金制度に統合しようとするものでございます。

また、ちょっと飛びますが、(42) - 61、62ページをお願いいたします。

一番下になります。項目33の公立幼稚園保育料でございますが、公立幼稚園を設置しておりますのは、鹿児島市と桜島町及び松元町でございます。保育料につきましては、鹿児島市と松元町では、そこがございますように国の地方財政計画に基づき改定をしてきて

おります。一方、桜島町は独自の額を設定をいたしております。

一番右側の調整方針といたしましては、17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

ただし、桜島町の公立幼稚園に16年度に在園をしている園児は、卒園するまで桜島町の制度を適用しようとするものでございます。

あけていただきまして、(42)-63、64ページになります。

ここから手数料になりますが、上から2段目、項目35の督促手数料でございますが、鹿児島市のみが30円で、5町は100円を徴収いたしております。

一番右側の調整の考え方でございますが、鹿児島市の督促手数料は昭和29年以降据え置いてきておりまして、郵便料等の実費以下の額でございます。また、この督促手数料というのはすべての市民に対して賦課するものではございませんで、滞納者に対する負担増ということでございますので、鹿児島市の督促手数料を見直すこととし、調整方針は、合併時に再編することとし、その額は実費程度とし、70円にしようとするものでございます。

あけていただきまして、(42)-65、66ページでございます。

真ん中あたりになりますが、項目41、粗大ごみ処理手数料でございますが、松元町及び郡山町は有料、鹿児島市と吉田町は無料、桜島町と喜入町は粗大ごみ処理手数料の制度がございません。

調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

以上、飛び飛びになりましたが、使用料及び手数料の説明を終わります。

○赤崎議長 事務局の方から、第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」の議案の説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第53号議案 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 32ページをお願いいたします。

第53号議案 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて。

負担金、補助金及び交付金の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。

2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。
という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございます。

表紙をあけていただきまして、(43) - 1ページになりますが、負担金、補助金及び交付金のこれは負担金になるもので、次のページの(43) - 2ページまで負担金といたしまして、18項目がございます。

負担金、補助金及び交付金の取扱いに関する総括的なご説明を申し上げておきたいと思っております。

この協定項目は、個人に対するものではございませんで、団体に対して支出される負担金、補助金、交付金でございます。したがって、5町において支出されるものについては、5町がなくなるということで原則として廃止をされることとなります。しかしながら、これまで支出をされてきた経過等を考慮いたしまして、合併後も継続することが適当と判断されるものについて、本日、協議会の方に提案をいたしております。

負担金につきましては、ただいま申し上げましたように、日本旅客船協会役員会負担金から、次のページの一番最後、日本工業用水協会負担金まで18項目がございますが、調整方針といたしましては、合併時にそれぞれの町の地位を鹿児島市に引き継ごうとするも

のでございます。

次の(43) - 3、4、5ページにわたりますが、これは補助金でございます。

補助金の主なものを申し上げますと、真ん中よりちょっと下になりますが、番号28のPTA連合会運営補助金、これは17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

下から2番目になりますが、番号32の商工会補助金は、17年度に新たな補助制度を制定して再編をしようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

真ん中より少し上になりますが、番号38のスポーツ少年団育成補助金でございますが、17年度に鹿児島市の制度を適用しようとするものでございます。

真ん中よりちょっと下になりますが、番号43の消防クラブ助成補助金からは、鹿児島市の事務事業による対応が可能であることから、補助金という形ではなくて事務事業で対応をしていこうとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、何かご意見なりご質問等ございませんでしょうか。

○吉田委員 53番の婦人会関係団体運営補助金というのございますが、鹿児島市は×になっていて、ほかのところは なんです。今ちょっと見たら、必ずしも鹿児島市のものがよいとは限りません。皆さんが苦勞しているということがよくわかりますので、この調整についてはよほど審議をしていただきたいとお願いします。

○四元教育専門部会長 今お質しの53番につきましては、確かに鹿児島市と吉田町では制度はございませんが、また、これ以外に、ここには書いてございませんが、市単独で校区婦人研修会とか婦人会役員の研修会等で、あるいは婦人のボランティア活動促進事業等で市独自の制度もございますので、今後、それらとの整合性も図りながら調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○吉田委員 はい、わかりました。

ちょっと質問をもう1つお願いします。

実はこれを協議する場合はどこなんでしょう。

○成清事務局長 この議案の取扱いにつきましては、後ほどまた諮られることになろうかと思いますが、この議案の中身につきましては、これまで専門部会、幹事会、首長会でも協議をして一定の整理をいたしまして、このような議案として提案をいたしているところでございます。

したがって、本日の合併協議会の中でもまた論議をしていただければというふうに考えております。

また、議案の取扱いについては、後ほど諮られることになろうかと思っております。

○赤崎議長 よろしいですか。

○吉田委員 実はこれは非常に大事なことなんですよ、議長さん。やはり私たちは、それこそ鹿児島市がすごく努力はしているんですね。ほかの5つの町がこれを鹿児島市に準じていったら、もう持っていけないんですよ。だから、これは各町の代表が入って、協議の段階の中に加えていただきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 きょうご質問のあったことは、次の会議までに幹事会なり専門部会で審議をいたしますが、その中に1市5町全部担当の課長さん、部長さん方が入られますので、そこで検討がされると。したがって、今のご意見は、各町の意見それぞれ出てくるというふうに考えます。そういうことで検討をすることになろうと思います。

よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

○前園委員 54番の公民館総合補償保険補助金というのは喜入町ですけども、これは喜入町に6地区公民館がございます。それに公民館長は非常勤ということで、公民館主事が常勤です。それで職員の補償、それといろいろな行事がございますので、そのときの補償ということで、条例公民館となっていますので町から補助をいただいております。

以上です。

○赤崎議長 今のご意見踏まえて、また検討の必要があれば検討してください。

ほかはよろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げます。

第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」は、次回の協議会までに

各委員それぞれご検討いただき、次回で決定をしていただきたいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

第54号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 33ページをお願いいたします。

第54号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて。

農林水産業関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 農林水産業関係事業については、合併時に一元化するものとする。

ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については、現行どおりとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございます。「54号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、農林水産業関係事業といたしましては、協議項目は、1番上の農事事務嘱託員制度から、右の一番下になりますが、漁港管理事業まで40項目がございます。大変項目が多くございますので、これにつきましても主なものについてご説明を申し上げます。

あけていただきまして、(44)-2、3ページでございますが、一番上の項目1の農事事務嘱託員制度でございますが、これは鹿児島市のみ行っている制度でございます。地域の代表者を農事事務嘱託員として委嘱をし、業務としましては、農地及び農業用施設の整備要望の取りまとめ等の事務を委託をして、農林行政の円滑な推進を図っているところでございます。

調整方針といたしましては、17年度にこの制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

1つ飛びまして、項目3の新規就農者支援対策事業でございますが、鹿児島市と桜島町で実施をしております。

桜島町におきましては、その中に といたしまして、町の単独資金貸付等を行っておりますが、これらは廃止をし、17年度に鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

一番下の項目5の農村広場・コミュニティ施設の管理運営でございますが、1市5町にそれぞれ施設がございまして、管理主体が異なっております。調整方針といたしましては、これまでの利用形態などを考慮し、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(44) - 4、5ページになります。

一番上の項目6の農産加工センター等につきましては、喜入町、松元町及び郡山町にございまして、町が管理主体となり運営をされておりますが、これらの施設は鹿児島市に引き継ぎ、その運営等は現行どおりにしようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。(44) - 6、7ページでございます。

上の方の項目10の市町単独土地改良事業でございますが、これは、国・県の補助対象とならない農道・水路等の管理・整備を1市5町の単独事業として実施をしております。

制度の内容としましては、受益者負担の有無とか用地提供の有償・無償の違いがございしますが、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その下の項目11の県単独農業農村整備事業でございますが、これは、国の補助事業の対象とならない地域におきます農道等の整備を、県の補助事業として1市5町で実施をいたしております。

これにつきましても、受益者負担の有無、用地提供の有償・無償の違いがございしますが、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

ただし、吉田町及び桜島町におきまして、合併時までに設定をされた債務負担行為は、鹿児島市に引き継ごうとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

(44) - 8、9ページでございますが、上の方の項目12の団体営土地改良事業と、その下の項目13の県営土地改良事業でございますが、受益者負担が異なっております。

調整方針といたしましては、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでござ

います。

ただし、各町において現在施行中の事業につきましては、現行どおりにしようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、(44) - 12、13ページをお願いいたします。

一番上の項目17の園芸振興事業でございますが、1市5町それぞれそこに表記してありますとおり、地域特産物の振興に力を入れておられます。

調整方針といたしましては、17年度に新たな助成制度を制定し、引き続きそれらの振興を図ろうとするものでございます。

1つ飛びますが、項目19の降灰地域土壌等矯正事業から、次のページになります、項目24の降灰地域茶安定対策事業までは、17年度に新たな制度を制定し、再編をしようとするものでございます。

なお、補助率につきましては、地域性を考慮して調整をしようとするものでございます。

少し飛びますが、(44) - 18、19ページをお願いいたします。

上から2段目になります。項目32の森林保護事業でございますが、これは、自然災害により崩壊した林地を復旧する事業で、国庫補助の対象とならない小規模な箇所の治療事業を実施いたしております。

鹿児島市においては受益者負担はございませんが、17年度にこの制度を5町にも適用し、統合しようとするものでございます。

次の(44) - 20、21ページをお願いいたします。

一番上の項目35の環境保全型畜産推進事業でございますが、これは、家畜のふん尿処理施設の設置等に対して助成を行う事業でございます。

補助率が異なっておりますが、17年度に鹿児島市の制度を5町にも適用し、統合をしようとするものでございます。

ただし、桜島町のリース事業で合併時までに実施をされたものは、現行どおりにしようとするものでございます。

次の(44) - 22、23ページでございます。

一番下の項目40の漁港管理事業でございますが、鹿児島市におきましては、県の漁港でございます谷山漁港の管理を漁協の方に再委託をいたしておりますが、桜島町の赤水漁港、喜入町の前之浜・生見漁港は町が管理をされております。

漁港管理のあり方は、合併時に鹿児島市のあり方と同様に各漁協に委託をしようとする

ものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 以上、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」の議案説明が終わりましたが、何かご質問なりご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定をしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

そのように取り扱わせていただきます。

第55号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 34ページをお願いいたします。

第55号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて。

商工・観光関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

という議案でございます。

これも、横長の議案関係資料の「第55号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきまして、商工・観光関係事業といたしましては、中小企業資金融資制度から、観光関連施設等までの9項目でございます。

あけていただきまして、(45)-2、3ページでございます。

一番上の項目1の中小企業資金融資制度は、桜島町及び松元町で商工会を窓口とした融資制度に対する利子補給制度を持っておられます。

また、一方、鹿児島市では、信用保証料に対する補助と損失補償を基本とする独自の融資制度を持っているところでございます。

調整方針といたしましては、鹿児島市の制度を適用し、統合することとし、桜島町と松元町の2町の利子補給制度は、合併時に廃止をしようとするものでございます。

ただし、合併前の利子補給に係る補助決定分については、鹿児島市が債務を引き継ぐものとしようとするものでございます。

その下の項目2の新就職者への激励でございますが、喜入町で独自の事業がございますが、同種の事業といたしまして、鹿児島市と吉田町及び桜島町の合同で鹿児島地区の事業所に就職する中学校、高等学校、大学のすべての新規卒業者を対象といたしました鹿児島地区新就職者激励大会を実施をしているところでございます。

したがって、調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

その下の項目3の企業誘致の推進の補助金等は、立地企業に対する補助金・奨励金でございますが、1市5町それぞれ助成制度が異なることから、合併時に再編をしようとするものでございます。

なお、合併前に各市町に立地をされたそれぞれの企業につきましては、現行制度の適用を受けられるよう、経過措置を設け対応することとするものでございます。

次のページをお願いいたします。(45) - 4、5ページでございます。

項目4の企業誘致の推進の固定資産税の減免でございますが、企業が工場等を新增設した場合に課税免除等を行うものでございますが、これにつきましては、法に基づく国の優遇税制が存続する間は、現行どおりとしようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

(45) - 6、7ページ、一番上の項目5の企業誘致の推進の工業団地につきましては、喜入町及び松元町に未分譲の工業団地がございます。これらにつきましては、当初計画にこだわらずに長期的・総合的な視野に立って、新たな活用策を検討しようとするものでございます。

その下の項目6の観光案内所の運営でございますが、鹿児島市では財団法人鹿児島観光コンベンション協会が、桜島町では町が直営で運営をされているところでございます。

調整方針といたしましては、一体的な案内を行うため、その運営方法を合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その下の項目7のミス制度でございますが、鹿児島市ではミス鹿児島が、そしてまた桜島町ではミス桜島が選出をされているところでございますが、ミス自体は、観光親善特使としてその都市を代表する存在であることから、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

8、9ページでございますが、項目8の観光イベント等でございますが、すべての市町でそれぞれ実施をされております。これらにつきましては、それぞれの地域の活性化につながっていることから、合併後も現行どおり開催をすることといたしますが、実施主体や実施方法については、今後、調整を行おうとするものでございます。

最後に、(45) - 10、11ページをお願いいたします。

項目9の観光関連施設等でございますが、鹿児島市、桜島町、喜入町及び郡山町にそれぞれ地域の特色ある資源が存在をし、その管理がなされているところです。これらにつきましては、合併後、新市の新たな観光資源として活用していくため、合併時に鹿児島市に引き継ぐこととしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第56号議案 学校教育事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第56号議案「学校教育事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 35ページをお願いいたします。

第56号議案 学校教育事業の取扱いについて。

学校教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございますので、よろしく願いをいたします。

表紙をあけていただきまして、学校教育事業の協議項目といたしましては、一番上の奨学資金貸付制度から、右下、教育相談の充実まで23項目がございます。

これらにつきましても、大変多うございますので、主なものについてご説明を申し上げます。

あけていただきまして、(46)-2、3ページでございますが、項目1の奨学資金貸付制度でございますが、奨学金の貸与対象者及び貸与額が異なっておりますが、17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

ただし、合併前までに貸与が決定されているものについては、正規の就業期間が終了するまでは現行どおりにしようとするものでございます。

少し飛びますが、(46)-6、7ページをお願いいたします。

上の方の項目3の遠距離通学費補助事業でございますが、通学定期券購入等に対する助成を行っております。吉田町においては自転車購入費助成、郡山町では自転車点検費等への助成を行っておりますが、これらは個人の財産取得等に対する公費負担となりますので、廃止をしようとするものでございます。

また、喜入町の自転車利用者に対する助成は、これは学校統合によって創設をされた助成制度でございますので、鉄道利用者との均衡を考慮し、当分の間、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(46)-8、9ページでございます。

上の方の項目5の公立幼稚園保育料減免制度でございますが、桜島町及び松元町は国の補助限度額の減免でございますが、鹿児島市では低所得の保護者の一層の負担軽減を図る

こととし、独自の基準を持っているところでございます。

調整方針といたしましては、17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

その下の項目6の公立幼稚園児の送迎でございますが、実施の方法は異なりますが、桜島町と松元町で実施をされております。

幼稚園児の送迎につきましては、基本的には保護者の責任で行うものというスタンスでございまして、桜島町のバス料金補助は、17年度に廃止をしようとするものでございます。しかしながら、園児の安全性を考慮して、バスに同乗している送迎人については、現行どおりにしようとするものでございます。また、16年度にこの桜島町の制度の適用を受けている園児については、卒園時までは現行どおりにしようとするものでございます。

また、松元町の送迎バス制度は、地域と幼稚園を結ぶ交通機関がないことから、送迎バスは存続をいたしますが、運営主体や保護者負担のあり方等について、合併時までに調整をしようとするものでございます。

あけていただきまして、(46) - 10、11ページになります。

上の方の項目7の高校生等通学補助でございますが、これは、桜島町におきまして、町営バスとフェリーを利用する高校生・大学生等に対して、バスとフェリーの定期券の割引以上に助成をする制度でございまして、バスとフェリーの定期券料金の合算額から、4,120円を超える額について助成をされております。

通学費につきましては、本人負担というのが原則でございまして、特定の地域の特定の利用者のみに対する助成は、合併後の市としては不公平な行政サービスを行うこととなりますので、19年度までに廃止をしようとするものでございます。

ただし、激変緩和措置といたしまして、17年度から19年度までに、バスとフェリーの定期券料金の合算額とその最低料金、現行では4,650円になりますが、その合算額と最低料金との差額につきまして、4分の1ずつ段階的に負担を増やし、20年度に統合しようとするものでございます。

少し飛びますが、(46) - 14、15ページをお願いいたします。

一番上の項目12の特認校児童送迎事業でございますが、これは、郡山町の花尾小の児童減少対策といたしまして、郡山小校区の児童が花尾小に通学をするためタクシーによる送迎を委託をされております。

児童生徒の登下校につきましては、保護者の責任で行うことが適当でございますことか

ら、17年度に廃止をしようとするものでございます。

ただし、合併の日の前日までに制度の適用を受けている児童については、卒業時までには継続をしようとするものでございます。

その下の項目13の活性化促進就学助成金でございますが、これは、喜入町におきまして、児童数の維持・増加を期待する制度でございますが、教育行政というよりはむしろまちづくりの観点から検討すべきものでございますことから、合併時に廃止をしようとするものでございます。ただし、合併の日の前日までに当該小学校区に転入・転居した者については、現行どおりにしようとするものでございます。

次の(46) - 20、21ページをお願いいたします。

上の方の項目21の学校給食の管理運営事業でございますが、運営方式といたしましては、自校方式と給食センター方式の2つの方式がございます。

鹿児島市におきましてはこの両方で、桜島町では自校方式のみ、ほかの4町は給食センター方式のみでございます。

調整方針でございますが、桜島町は17年度に鹿児島市の制度に統合し、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の給食センターは鹿児島市の学校給食センターとして引き継ぎ、管理運営は、鹿児島市と同一の方式とすることを基本に17年度までに調整をしようとするものでございます。

その下の項目22の給食費でございますが、この表の現況といたしまして、金額を表示いたしておりますが、これらは1食当たりの単価でございます。自校方式校は各学校ごとに毎月の給食費が異なり、これらの平均額を表示いたしております。センター校では各学校同一金額となっております。

給食費の決定方法でございますが、自校方式もセンター校も、まず、1食当たりの単価を決定し、一月の給食費を徴収しているところでございます。

右の方の調整方針でございますが、給食費の積算方法を17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございまして、給食費そのものが統一をされるというものではございません。

以上でございます。

○赤崎議長 第56号議案「学校教育事業の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第56号議案「学校教育事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第57号議案 社会教育事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第57号議案「社会教育事業の取扱いについて」を議題といたします。議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 36ページをお願いいたします。

第57号議案 社会教育事業の取扱いについて。

社会教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料がございますので、「第57号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、社会教育事業といたしましては、一番上の社会体育功労者等表彰事業から、右下になります。国内研修事業補助金まで27の項目がございます。これにつきましても主なものをご説明申し上げます。

あけていただきまして、(47)-2、3ページになります。

一番上の項目1の社会体育功労者等表彰事業でございますが、自治体として表彰制度を有しておりますのは、鹿児島市と喜入町でございます。

鹿児島市におきましては、社会体育の振興に長年にわたり貢献されている指導者と地域や職場においてほかの模範となるスポーツクラブに対して表彰を行っておりますが、この制度を17年度から5町にも適用しようとするものでございます。

少し飛びますが、(47) - 6、7ページをお願いいたします。

上の方の項目6の体育施設でございますが、1市5町それぞれ社会体育施設がございます。

調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の社会体育施設として引き継ごうとするものでございます。管理運営につきましては、鹿児島市の制度に統合することを基本にして合併時まで調整をしておりますが、60万市民がいずれの施設も共有の財産として有効に利用できるようにしていかなければならないと考えております。

少し飛びますが、(47) - 12、13ページをお願いいたします。

項目13の図書館でございますが、鹿児島市は、市立図書館と地域公民館8館ございますが、このうち6館に図書室が整備されております。一方、喜入町のところをごらんいただきますが、町立図書館が設置されております。また、その他の4町につきましては中央公民館に図書室が整備されております。その4町の中央公民館は、後ほど項目15の公民館でもご説明を申し上げますが、鹿児島市の地域公民館として位置づけようとしておりまして、4町の図書室は、合併時に地域公民館図書室として引き継ごうとするものでございます。また、喜入町は中央館がございませんので、町立図書館は喜入校区公民館図書室として引き継ごうとするものでございます。

また、管理運営につきましては、17年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございますが、鹿児島市では、図書をインターネットで検索できるようになっております。5町の図書室の蔵書につきましてもインターネット検索ができるようにいたしてまいりたいと考えております。

次の(47) - 14、15ページをお願いいたします。

下の方の項目15の公民館の設置でございますが、先ほど申し上げましたとおり、鹿児島市は8つの地域公民館を地域における生涯学習の拠点として活用いたしております。また一方、喜入町を除く4町は中央公民館が整備をされておりました、さらに桜島町では地区公民館と分館が1つずつございます。喜入町では6小学校区にそれぞれ地区公民館が整備をされております。

調整方針でございますが、合併時に4町の中央公民館を鹿児島市の地域公民館として引き継ぎ、喜入町に将来、地域公民館の設置を検討しようとするものでございます。

また、桜島町の白浜地区公民館と新島分館及び喜入町の6地区公民館は、合併時に鹿児島市の校区公民館として引き継ごうとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の方になりますが、項目17の校区公民館活動推進・校区公民館整備でございますが、これは鹿児島市の制度で、各小学校区に行政の方で公民館施設を整備いたしまして、管理は学校がして、また運営は地域団体であります校区公民館運営審議会が行っております。これは町内会やあいご会等と連携をして、青少年の健全育成や地域の生涯学習の場として活用されておまして、全国的にも誇れる制度であるというふうに考えております。この制度を5町にも適用しようとするものでございます。

また、校区公民館運営審議会の組織化は、先ほどの「まちづくり推進組織」ともかわりがございますが、19年度までに順次整備をしていこうとするものでございます。

次の(47) - 20、21ページをお願いいたします。

下の方になりますが、項目22の新成人のつどいでございますが、これは1市5町それぞれ実施日は違いますけれども、1月に実施をしております。

成人としての新たな門出は、60万市民全体で祝福をし、鹿児島市では国民の祝日である成人の日に実施をいたしております。

調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第57号議案「社会教育事業の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第57号議案「社会教育事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定をしたいと思っておりますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

第58号議案 其他事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、最後の議案となりましたが、第58号議案「其他事業の取扱いにつ

いて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 37ページをお願いいたします。

第58号議案 その他事業の取扱いについて。

その他事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

その他事業については、原則として合併時に鹿児島市の制度に統合するものとし、このほか合併に関し必要な事項については、1市5町の長が協議をするものとする。

という議案でございます。

これにつきましても、横長の議案関係資料をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、その他事業といたしまして、一番上の総合計画から、一番下、議会広報までの17項目がございます。

主な項目をご説明申し上げます。

あけていただきまして、(48)-2、3ページでございますが、一番上の項目1の総合計画でございますが、1市5町それぞれ行政推進の指針となる総合計画や総合振興計画を策定をいたしまして、計画的なまちづくりを進めているところでございます。

5町の総合振興計画は合併によりましてなくなることとなりますが、現在、5町の総合振興計画を継承し、第四次鹿児島市総合計画を踏まえて、合併後のまちづくりのマスタープランとなる市町村建設計画を策定中でございます。

合併後に、策定中の市町村建設計画との整合を図るために、第四次鹿児島市総合計画の基本計画等の見直しも必要になるものと考えております。

その下の項目2の土地開発公社でございますが、鹿児島市は単独の公社で、5町は、県町村土地開発公社に加入をして、各町に支社を設置をして公共用地の先行取得などの業務を行っております。

調整方針でございますが、5町は、各町の公社保有の土地を合併の日の前日までに買い戻し、県町村土地開発公社から合併の日の前日をもって脱退をしようとするものでございます。

また、5町に係る県町村土地開発公社の財産といたしましては、土地、出資金などがございますが、これらは合併時に鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整をしてまいります。

次のページをお願いいたします。(48) - 6、7ページでございます。

項目7といたしまして、複合施設等といたしておりますが、これは、町が所有・管理しているものや、一方、町が所有し、管理運営は財団等に委託をしている複合施設の取扱いに関する調整でございます。

協議の対象となる複合施設を町ごとに申し上げますと、(48) - 6ページの吉田町を見ていただきますと、「輝楽里よしだ館」と隣接をいたします「ふれあいパークよしだ」でございます。

次の桜島町をごらんいただきますが、「火の島めぐみ館」と隣接をする「桜島旬彩館」、次の(48) - 8ページになりますが、国民宿舎「レインボー桜島」と隣接をする「桜島マグマ温泉」。また恐れ入ります、次の次の(48) - 12ページになりますが、「さくらじま白浜温泉センター」でございます。

また恐れ入ります、(48) - 6ページに戻っていただきまして、喜入町でございますが、3施設とも隣接をいたしております「喜入八幡温泉保養館」と「喜入町室内温水プール」と「多目的広場」でございます。

(48) - 7ページをごらんいただきますが、松元町でございますが、運動施設、体育館等がございます「松元町平野岡健康づくり公園」でございます。

郡山町でございますが、「八重の里」と隣接をいたします「竹林公園」。次の(48) - 9ページでございますが、「八重山公園」。そして(48) - 11ページになりますが、「郡山町総合運動公園」でございます。

また、(48) - 7ページに戻っていただきますが、これらの複合施設の調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市に引き継ぎ、運営等に当たっては、住民サービス水準を低下させないことを基本に、合併時までに調整をしようとするものでございます。

(48) - 16、17ページをお願いいたします。

一番上の項目12、町民音頭等でございますが、5町に町民音頭やイメージキャラクター等がございます。これらについては、町民の皆様にご覧いただきまして、これまでの歴史、地域性等を踏まえて、各種イベント等の中で活用をしようとするものでございます。

その下の項目13の土地開発基金でございますが、ここの数字は平成14年度末現在の基金額をお示しいたしております。

5町の基金が、合併時に鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れ、土地は公有財産として

鹿児島市に引き継ごうとするものでございます。

あけていただきまして、(48) - 18、19ページをお願いします。

項目15の選挙公報及び投票所入場券でございますが、これは合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございますが、具体的には、選挙公報は業者に委託して各家庭に配布をし、投票所入場券については郵送により各家庭に交付をしようとするものでございます。

次のページをお願いします。(48) - 20、21ページでございます。

項目16のテレビジョン受信設備設置に対する補助事業でございますが、鹿児島市、吉田町、喜入町及び郡山町で実施をいたしておりますが、補助対象及び補助額が異なっております。

難視聴の解消対策につきましては、放送法によりますと、放送事業者があまねく受信できるように努めることになっておりますことから、鹿児島市におきましては、NHK地上波の難視聴地域に適用される通信・放送機構の補助制度でございます「衛生放送受信施設設置補助事業」を活用をいたしているところでございます。

調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合しようとするものでございます。

最後に、(48) - 22、23ページをお願いいたします。

項目17の議会広報でございますが、1市5町とも年4回、議会広報紙を発行いたしておりますが、その企画と配布方法が異なっております。また、点字版及び音声版の発行は鹿児島市のみが行っております。

調整方針といたしましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第58号議案「その他事業の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第58号議案「その他事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

以上で、本日の議事については終わりました。

その他

協議項目の取扱いについて

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第4、その他に入ります。

まずは、事務局の方から協議項目の取扱いについてご報告を申し上げます。

○成清事務局長 協議予定項目の1つとなっておりました、特別職の取扱いについての報告でございます。

この特別職の取扱いにつきましては、合併協議会の方へ議案として提出する方向で協議を進めてまいりましたが、議案として提出をするかどうかについて首長会で協議をされたところ、次に申し述べます理由から、議案として提出をしないということになりました。

その理由でございますが、5町の特別職は、合併と同時にその身分を失うこととなりますが、このことについては、5町のすべての町長さんから、編入合併であり、当然に失職することを前提に合併についての協議を進めてきており、自分たちの処遇にかかわる議案を提出するまでもないという強い意思表示がございました。

以上のような考え方に基きまして、首長会において正式に、特別職の取扱いの議案は提出をしないということが確認をされたので、合併協議会の委員の皆様方へ、今ご報告をするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、特別職の取扱いについてのご説明を申し上げました。

これについて、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、特別職の取扱いは、今、事務局の方からご説明を

申しあげましたとおり、特に議案としては協議会には提案を行わないということを確認いたしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回の第9回鹿児島地区合併協議会につきましては、日時は10月28日火曜日、時間は午後2時からおおむね午後5時までを予定いたしております。

また、場所につきましては、本日と同じ、かごしま市民福祉プラザ5階の大会議室で開催をする予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

○赤崎議長 ただいま事務局の方からご説明を申しあげました日程等で第9回合併協議会を開催をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

特にご意見がなければ、第9回の鹿児島地区合併協議会は、10月28日火曜日午後2時からおよそ午後5時ごろまで、当かごしま市民福祉プラザ5階大会議室で開催をすることでご了承をいただきたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれご多忙でありましようけれども、万障繰り合わせてご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、本日予定をいたしました会議の案件はすべて終了いたしました。

あと1件、事務局から連絡事項があるそうでございますので、お聞き取りをいただきたいと存じます。

○黒木事務局次長 毎回同様のお願いをいたしておりますが、本日お配りいたしました資料のうち議案関係資料につきましては、次回の協議会にはそれぞれご持参いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 そういうことでひとつよろしくお願いを申し上げます。

そのほか委員の皆様方の方から特にございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、以上をもちまして第8回鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

大変長い時間ご協議を賜り、また会議の運営にご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げて、本日の合併協議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

午後5時8分閉会